

令和3年第4回 邑南町議会定例会（第3日目）会議録

1. 招集年月日 令和3年6月7日（令和3年5月25日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和3年6月15日（火） 午前9時30分
 散会 午後2時53分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
		地域みらい課長	田村 哲	財務課長	白須 寿
町民課長	小畑 芳秋			農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	寺本 英仁				
		保健課長	土崎しのぶ		
教育長	土居 達也	学校教育課長	高瀬 満晃		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
11番	中村 昌史	12番	辰田 直久

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和3年第4回邑南町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年6月15日（火）午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

令和3年第4回 邑南町議会定例会（第3日目）会議録

【令和3年6月15日（火）】

—— 午前9時30分 開議 ——



開議宣告

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。



日程第1 会議録署名議員の指名

●石橋議長（石橋純二） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。11番中村議員、12番辰田議員、お願いをいたします。



日程第2 一般質問

●石橋議長（石橋純二） 日程第2、一般質問。一般質問は、通告順に行います。あらかじめ一般質問の順番を申し上げておきます。質問順位は、8番宮田議員、9番漆谷議員、11番中村議員、1番奈須議員、3番野田議員、6番平野議員、4番日高議員、12番辰田議員、10番大屋議員、2番鍵本議員。以上10名です。ここで、暫時休憩とさせていただきます。

（議場が大変暑つうございますので、暑いと思われましたら、上着はとっていただいて結構でございます。）

—— 午前9時31分 休憩 ——

（Aグループ議員退席）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。それでは、通告順位第1号、宮田議員、登壇をお願いいたします。

（宮田議員登壇）

●宮田議員（宮田博） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 8番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） おはようございます。8番宮田博でございます。6月の定例議会にあたりまして、一般質問をいたします。依然として、新型コロナウイルスの感染が拡大をいたしております。ワクチンの接種をはじめとする感染の防止対策、大変御尽力をいただいております医療機関の皆様、また各機関の皆様には、感謝を申し上げるところでございます。また、いろいろな事業において、被害あるいは日常生活に影響を受けておられる皆様には、心よりお見舞いを申し上げるところでございます。私は4月の選挙におきまして3期目を挑戦をいたしました。町民の皆様への審判を受けたわけでございますが、大変多くの不信任をいただきました。このことは、住民に選ばれた代表者としての、議員の職責を果たしていなかったんだなど、反省をしております。これからの4年間は、議会基本条例にもあります、多様な住民の意見を把握し政策水準を高める、このことに向かってより一層議員活動に務めてまいりたいと思っております。私は、まあ、常々申してあげておりますが、議員の重要な仕事の一つには、やはり一般質問であろうかなと思っております。そういったところで、今回は6月のこの議会であれば議論ができないと思いましたが項目について、質問と提言を行ってまいりたいと思っております。今回は2点について通告をいたしております。1点目は新型コロナ感染症拡大について。2点目は大型建設事業と財政について。おおむね、この通告の順に質問の予定をしておりますが、場合によっては変更もあろうかと思っておりますので、御対応のほどよろしくをお願いいたします。それでは初めに、新型コロナ感染症拡大についてということで通告をいたしておりますので、こちらの項目について質問を続けます。国内、あるいは、県内でも依然としてこの新型のウイルスの感染の拡大が続いております。近隣の広島県、あるいは県内の隣接する町村におきましても、依然として

発生が続いているという状況下でございます。そういったなかで本町におきましても、高齢者を対象とするワクチンの接種が始まり、私も高齢者ですので、一番最初の日には接種をしていただきまして、5月31日には2回目も無事接種を終わっていただいたというところでございます。この接種に至るまでには、いろんな計画の策定から、集落の保健衛生委員さん等々を通じまして、意向調査をはじめ、また、いろんな医療関係との本当に綿密な対応をされてきたと思っております。そして、私の受けた接種会場におきましてもほんとに多くの職員さん、また医療機関の皆様が配置をされておきまして、受けた会場でも本当に対応がスムーズに、順調に進んでいたかと受け止めたところでございます。一方で、知り合いが近隣の大田市とか江津市におりますけど、こちらの方では、なかなか医療機関で受けるんだけど、申し込みとかその方の手続きが、できなくていつになるかわからないと、いったような話を聞いております。本町ではそういったことのないように、かかわってこられた関係者の皆さん、本当に御負担も多大であったと思いますが、改めて敬意を表すところでございます。本題に入ってまいります、いわゆる感染症の拡大防止に対する備えはということで、通告をしております。町長の一般行政報告や、常任委員会等々では説明を受けたわけでございますが、接種の対象年齢の引き下げもありましたし、改めて直近時点、実は今日、町の接種率の公表も新聞にはされておりましたが、やはり取りまとめておられるところの数字の概要だけでも結構でございますので、どういう状況になっているのか、また、今後はどういう予定にしていけるのか、公表できるところで。もう一つは、重大な副作用がもしあつとればそういう事象があつたと、これは、いろいろと、公表できなければ結構でございます。それと、2点目はワクチンの職域の接種計画。これも、国の方で縷々議論がされておりますが、当町にも本当に多くの福祉施設等々を有しておきまして、多数の人とこう接触する職種に従事されている方、やはり、優先接種対象であるべきじゃないかなと思っておりますが、そのへんのお考えがどうなのか答弁を求めます。

○土崎保健課長（土崎しのぶ） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 土崎保健課長。

○土崎保健課長（土崎しのぶ） 新型コロナワクチン接種についての御質問でございます。邑南町では、4月19日の週から医療従事者、4月26日の週から町内の高齢者施設や障がい者施設に入所する65歳以上の高齢者及び職員。5月10日

の週から地域にお住いの高齢者の皆様のワクチン接種をスタートいたしました。各地域に1か所接種会場を設けまして、集団接種の形式で実施しており、交通の便がない方につきましては送迎も行っております。この集団接種は町内全医療機関の先生方の御協力のもと実施しており、御協力いただいている医療従事者の皆様に感謝申し上げます。3月中旬に意向調査を実施しまして、それに基づいて接種希望者には接種日時、場所をお知らせしましたので、予約に労力を費やすことなく安心して接種日を迎えることができましたと、町民の皆様からお声をいただいております。進捗状況でございますが、6月11日現在で、優先接種の対象となります65歳以上の高齢者のうち、3,557人の方の1回目接種が終了しております。接種率は約77%となっております。また、2回目接種が終了した方は1,766人で、接種率約38%でございます。今後の予定といたしまして、いつ感染が再拡大するか予断を許さない状況ですので、高齢者接種が終了する7月中旬から、速やかに64歳以下の方々を対象とした接種に移行し、町民の皆様が安心して生活できるよう感染を予防してまいりたいと思います。また、夕方や土曜日、休日に接種日を設け、働きざかり世代の方々が接種しやすい体制を調えることで、接種率の向上を図り、新型コロナの発症、重症化を防いでまいりたいと考えております。64歳以下の皆様は、迅速に接種することができますので、時間当たりの接種者数を増やし実施する予定でございます。多くの皆様は3密を防いで安全に実施するため、健康センター元気館1か所で実施していく予定にしております。また、先ほど議員がおっしゃいました対象年齢の引き下げについてでございますが、6月1日からワクチン接種の対象年齢が、12歳以上に引き下げられました。接種当日に満12歳に到達しておられる希望者には、保護者と一緒に元気館で接種していただけるよう、現在意向調査を実施中でございます。また、矢上高校生については、校医の協力のもと高校において実施する予定でございます。1回目接種を7月上旬、2回目接種を7月下旬に実施しますので、県外から来ておられる生徒さんも接種をして帰省することができます。矢上高校生以外の学生につきましては、意向調査を実施して希望日に元気館で接種していただく予定です。副反応についての、御質問でございますが、いまのところこちらの方では確認をしておりません。軽微な発熱、あるいは接種部位の疼痛等については、御相談を受けておるところでございます。

●宮田議員（宮村博） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 宮田議員。

●宮田議員（宮村博） 今、聞きもらしたかもしれませんが。多人数の方と接する優先の接種順位っていうのは、これはどういうふうになるんでしょうか。

○土崎保健課長（土崎しのぶ） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 土崎保健課長。

○土崎保健課長（土崎しのぶ） 失礼いたしました。64歳以下の接種につきましては、まず、優先順位が上位であります基礎疾患のある方が、早く接種できるように調整していく予定でございます。また、人の行き来が増加するお盆の時期には、感染拡大の可能性が高いことから、それまでにワクチンを接種した皆様の体のなかに抗体ができていることをめざして、1回目接種から2週間経過してお盆が迎えられるような日程で接種計画を立てております。そのため1日当たりの接種者数を増やしスピードアップすることで、1回目接種を10日間という短期間で実施をしていく予定でございます。接種期間が長い場合、エッセンシャルワーカーといわれる町民の皆様の生活に不可欠な職業に就く方や、宮田議員御提案の多人数の方と接する業務に従事されている職業の方々を優先することも考えなくてはなりません、今回は職業による優先順位をつけるのではなく、希望される方が受けやすい日程で御案内することで、より迅速に必要な方が接種をできるという体制を重視してまいりたいと考えております。

●宮田議員（宮村博） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） ありがとうございます。今の優先職域の接種計画ということはどうも、実は、町長の一般行政報告の1ページの下段のほうに、町内の高齢者施設と障がい者施設に入所しておられる65歳以上の方及び職員というふうになっておりましたので、私はその施設全体の職員さんかなと勘違いしたんですが、実は直接そこに携わっているその施設全体の職員ではどうもなかったようで、ですから、例えば邑智福祉振興会あたりですと、ほかの部署の方は全然受けていないというようなことがあったもんです。そういった多くの人と接しられる、非常に

不安ももっておられるので、どうかなという気がしたところでございます。今言われたような答弁のことを、また実践していただければと思っております。一つ気になりましたのが、厚生労働省のホームページでもこの新型ウイルスの感染予防ということが載っておりますが、これやはり、風邪や季節性のインフルエンザ対策と同じように、なんていうんですか、マスクをしたり咳エチケット、これはしっかりとしなくてはいけない。本町におきましてもいろんな部署に消毒液もおいてあります。きちんとされている方が大半なんです、たまたまだと思うんですが、先日職員さんで外部から買い物袋を持って、何もせずにとっと入って自分の席についてしまう。それをまた町民の皆さんが見ておられた、私も見ておりました。あまり好ましい姿ではないなど。今のように感染防止を呼びかける立場ですので、私も含めて、やはりそういう感染の対策というのはしっかりとっていかなければならない。そういうふう感じたところです。それと今の職域の接種計画につきましても、希望ということですが、なるべく早い対応を求めるところでございます。次の質問に移ってまいります、感染症の拡大防止対策が通常業務に与える影響と、自然災害発生時の避難対応についてということで、通告を致しております。御案内のように今年は梅雨入りも例年より1か月近く早く始まって、報道ではたいへんに大雨も予想されるというようなことも報じられております。昨日おとといでも、国内で大規模な災害が発生しているというようなこともございます。幸いといっちはどうかですが、昨年においてはあまり大きな災害、あるいは大規模な避難をするというような事象はなかったように思いますが、やはり避難行動というのは、国内全体でもどうも遅れているということが常々言われておりました。そういったことを受けて、災害対策の基本法も今回改正もされて、いわゆる市町村が発令するこの避難情報についても大きく変わったんじゃないかなあと思っております。出水期を迎えて、この自然災害の発生の危険性がより高まっております。今のような改正後の災害対策の基本法においても、とにかく早く避難しなさいということがいわれておりますが、ただここにもって行ってコロナ対策ということも、また同時に行っていかなければならん。昨年もちょうど同時期に同じような質問をいたしました。公民館だけでなく避難場所について質問したときに、これは公民館だけじゃなしに、それぞれ分散避難をしますよというような答弁もありましたが、これ避難所、あるいは避難行動、今のコロナを意識して、感染防止対策を講じたそういった体制というものは構築はされているのか。また、そういったことを踏まえた防災の訓練というものもされているのか。それと2点目は、いわゆる、災害時における業務継続の体制というのは、日々やっておられて調っているとは思いますが、直近においては県内の市町にお

いても庁舎内でのクラスターの発生というようなことも起きております。仮に職員さんが感染された場合の業務の継続。これは災害支援を含めて可能なかどうか、そのへんの対応がとられているのか。また3点目としては、非常に冒頭にも申しましたが、接種会場に職員さんが多数出向いていただいで対応していただいでおります。そのことによって通常の事務事業以外の仕事をしておられるんですが、通常の事務事業への影響はないのか。この3点について答弁をお願いいたします。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） まず、自然災害発生時の避難対応についてでございます。御指摘いただきましたように、災害対策基本法の一部が改正され、5月20日から施行されております。今回の改正では、今まで警戒レベル4で避難勧告を発令し、状況の悪化や重ねて避難を呼びかけるときに避難指示緊急を発令するよう規定されていたものを、改正後は一本化されて避難指示のみになりました。また、警戒レベル3は、高齢者等避難。それから警戒レベル5は、緊急安全確保に名称が変更されたところがございます。発令するタイミングについては変更がありませんので、本町におきましては、深夜から早朝にかけて警戒レベル3、高齢者等避難以上の発令が予想されるときには、明るく安全なうちに避難予報を発令して早めの行動を呼びかけていくこととしております。町民の皆様におかれましては、梅雨前線の発達による集中豪雨や台風接近など暴風雨が予想されるときは、これらの情報をもとに、できるだけ早めの避難行動をとっていただくよう、改めてお願いをしているところがございます。避難時等における感染症対策についてでございますが、町が独自に避難予報を発令するときには、公民館に受け入れ態勢を調えることとしております。昨年度から消毒液や非接触体温計などの衛生用品、あるいは避難された世帯間の接触を避けるための間仕切り等を整備しております。また、避難所を運営する職員は、あらかじめグループ化されておまして、感染防止対策を講じることも含めた避難所運営マニュアルに基づき、接触を極力避けるための動線の確保や避難所レイアウト、あるいは避難者受け入れ時の対応方法などを協力して確認しつつ開設していただくこととしております。また、5月末から6月初めにかけて自治会や自主防災組織の役員の皆様と防災士の方を対象とした防災研修会を開催をしております。そのなかでも避難時における感染症対策や、近隣の親戚や自主防災組織

で決めていただいている、地域緊急避難場所への分散避難などについて、説明をさせていただいているところでございます。そういった避難訓練につきましては、今のところ自主防災組織等で、検討いただいている状況ではないかというふうに考えておるところでございます。次に県内の市町においてクラスターが発生しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症に対する邑南町役場としての感染防止対策につきましては、新型コロナウイルス対策本部会議において、協議、決定、実施してきております。対策の内容としては、職員の体調管理や職務で接触したときの履歴表の記録、日常生活での移動や出張、職場の懇親会などへの注意喚起と、また、体調不良時には出勤しないよう求めているところでございます。こうした感染しない対策はもちろんでございますけれども、もし感染した場合でも、周囲への感染拡大を最小限に抑えられるよう、感染者の状況に応じた対策を定めてきております。また万が一、庁舎内において多数の感染者が確認されクラスターとなった場合についても、邑南町新型コロナウイルス対策の業務継続計画を策定をし、対応を確認をしているところでございます。この計画では、感染拡大時に町が必要な業務を維持できるよう、あらかじめ継続、縮小、休止、中断する業務を整理するなど、業務継続上の基本的事項を定めております。限られた人員で、災害発生時の対応も含め必要な業務が継続できるよう業務の優先順位を定めておきまして、この間対策本部業務継続部会を中心に対応を検討し、具体化を図っているところでございます。また、邑南町の地域防災計画では、防災活動を実施する際には、島根県、国の地方行政機関や中国電力等の指定公共機関やその他の団体にご協力をいただきながら対応するよう定めてございます。昨年7月豪雨の際にも、本町には中国地方整備局から職員が派遣されました。これはこちらから求めたのではなく、国の方から積極的支援という形で、派遣をいただいたところでございます。ほかにも協定を結んでいる関係市町村や民間団体に随時ご協力をいただきながら、地域支援に支障をきたさないよう努めてまいりたいというふうに考えております。最後に、感染症の拡大防止対策に係る業務の負担の件でございます。緊急事態も発出される異常事態でございますので、業務が従来と同様に進捗しているという状況には、残念ながらございません。感染症への対応が長期化するなかで、37回にわたる対策本部や、それに関連する部会の開催。あるいは、具体的感染症対策に向けた補正予算の編成。それから、町が実施主体となり管理するワクチン接種。あるいは交付金事業実施における対象者通知や契約審査、事務等、臨時的な対応は役場全課におよんでいるというふうに考えております。通常業務を継続しつつ対応している課がほとんどですので、職員の時間外勤務による対応や、臨時的な職員の任用等により、対応しているのが現状で

ございます。また、事業によっては進捗に遅れが出たり事業規模を縮小せざるをえない、というような状況で住民の皆さんにも、御不便をおかけしている事業等も多々あると思っておりますけれども、御理解を賜りたいというふうに考えております。

●宮田議員（宮村博） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） ありがとうございます。3点についての質問をいたしました。なぜこういう質問をしたかということの背景には、私の身近な人たちでも、やはり避難をするという考えの方が非常に少ないというのが一つ気になったところ。その原因というのは、この町内の住んでいるところで過去に、家が浸かるとか崩れるとかというような大規模な災害があったことはないけえせやないというような考えなんです。やはりそうではなくて、想定以上この想定自体がもう、これが数年前の想定になっと思うんですが、何十年に一度というような大規模な想定というものが、されて今回も基本法の改正にも至ったんじゃないかなと思いますので、そのあたりもやはりもう少し町民の皆様にもこの危険性というものの周知も深めていただければなと思います。気になっておりましたのは、このコロナ関連の業務で事務事業への影響、相当あるんじゃないかなあということも気になっておりました。わたくしもこれまで事務事業の見直し、内部統制をしっかりとしなければならぬということをお願いしておりましたが、ある意味この時期にこそ、見直しも可能なものもあるんじゃないかなと思いますので、大変かとは思いますがそういったところも見ながら、この事務事業への影響を最小限にするように取り組んでいただければと思うところでございます。3番目の質問に移ってまいります。感染拡大に伴う町民、事業者への支援について、ということで通告をいたしております。5月の12日のこの臨時議会におきまして補正予算の第2号で、緊急事態宣言等の、影響を受ける邑南町飲食店向け給付金事業というのが、これはそのほかの事業合わせて、補正予算が組まれております。私もこの補正予算にはもちろん賛成をいたしました。ですが、この新たに作られた事業については、いくつかの疑念があるところがございます。5月19日のある新聞紙上に、出ておりましたことについて、早速、報道には誤解を招く記述がある云々というような書面が19日付けで出ておりますが、このなかにもはっきりと書いてあるのが、この度の給付金は、売上

げの減収に対する給付金ではないと、売上げの減収ではないよと。国の緊急事態宣言や県、町からのコロナに対応に関するアナウンス等の影響により飲食店の利用控えが発生する事態になったための給付金と。これ読めば読むほどわからなくなるんです。一般的にはこれまでの給付事業っていうのは、売上げの減少があったから町民の皆さんの負担があったからということで、給付されているのが一般的なんです。そのへんのところが非常にあいまいとかあいまい。ぶっちゃけた言い方をすると、ばらまきとは言いませんが、なぜ20万という金額が設定され、しかも飲食店だけにそれが配布されたのか。過去にもですねえ、いろんな国民一人あたり10万円の給付制度もございました。これは国の方が緊急性で、即やらなければならないというような対応でとられたことなんです。そして、または、持続化給付金では売上げが前年度月比の50パーセント以上に落ち込んだところに対して給付すると、というようなことがこれまでのやり方でした。本町の場合は、ただアナウンスをしたから出しますよと、売上げの減少とかは一切考慮しませんよと、というようなコメントがしてある。これが本当にいわゆる公平性のある、給付の仕方なのか、給付金っていうのはもちろんこれ返済義務がありませんし、それから、そういったところもありますので、少し気になったところです。質問の本題に入りますが、なぜ飲食業だけに限定したのか。そして、どうして、減収ということを考えずに支給したのか。それから、もう一つは、他の業種、飲食店だけではないと思います。その飲食店をとりまくお酒屋さんとかいろんな業界の方の売上げも、飲食店が売上げをしていたら当然減って来とるんじゃないかなと思います。そのあたりの調査をしたのかどうか。それから給付金っていうのは、一般論的にいうとこれ個人が対象なんですね。飲食業には当然法人の方もありますが、本町の場合はこれは法人に対しても当然支給をされると思うんですが、間違いがないかどうか。それと今後ですねこのようなやり方の事業を、私はおそらくほかの事業でもやっていかなければならないと思います。売上げ減収になつとろうがなつとるまいが、もうコロナで大変なんだからという、いわゆる国の制度と一緒にすよ。これを、ここの業界にやっただけであれば、他の業種に対してもするようになってくると思うんですが。そういうような考えがあるのかないのか。で、もう1点は、給付金を受けられた方は当然これ、収益にあげられると思います、収入に。おそらく雑収かなんかと思うんですが。まあ、そのへんのところも、これから処理上の問題もあろうかと思いますが。以上の点について、見解を求めます。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） まず、感染症拡大を起因とする売上減少の、救済支援を飲食業に限定し、減収額に関係なく一律給付したことについての理由でございますが、この度飲食店向けの給付金の主な目的としては、緊急事態宣言が本年1月に再発令されましたが、これは飲食店の営業時間の短縮に趣きをおいたものであったこと。また島根県と本町におきまして、飲食店利用を9人以下で1時間30分までと広報をしていることによる飲食店の利用控えの影響に対する給付金でございますので、主に売上減少を支援する経済対策とは目的が違うことから、減収要件は設けておりません。また、先ほど説明しました、緊急事態宣言や島根県、本町が広報している内容は飲食店の利用に特化した周知でございますので、給付金の対象を飲食店に限定しています。次に、今後ほかの業種、事業者に対しても同様に対応とするのかについては、今回の給付金は先ほど申しましたとおり、先ほど申したとおりの目的で給付していますが、現在のところ他の業種に対する同様の対応は、想定しておりません。今回の給付金の目的としては、別に経済対策として新型コロナウイルス感染症の蔓延状況や経済状況などを考慮して、必要な対策については、今後も検討していきたいと考えております。また、なぜ20万かという給付金を20万に設定したかという御質問でございますが、これ近隣の市町村のこういった飲食店関連の、事業の給付金をみまして、20万というのが妥当ではないかということで判断を致しました。調査にございましては、お金の相談窓口、それから商工会とも連携をしまして、事業者の売上げの調査のほうを実施しております。今回1店舗あたりということで、なぜ法人という考えがなかったかということですが、法人ということになりますと売上げ減少ということが条件になると思います。今回は、1店舗あたりの、そういったアナウンスをしたということに対しての給付金になりますので、法人という売上げ減少じゃないということから、1店舗あたりの、20万円給付というふうにしました。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） お尋ねのなかで、今回の給付金が、収入上どうい

ふうに取り扱つかわれるのかという内容が含まれておりました。今回の給付金ですが、例えば給付の目的が資産の取得につながるものなどになりますと、その収入の方は補助金等の不算入ということになります。今回は資産の取得というのが主たる目的ではございませんので、これはそのまま収入の方に入るというふうに理解しております。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） わかりましたといえはいいんですが、ますます混乱をしまして。金額の20万については近隣の市町でもあるとおっしゃいました。これは確かです。ですがそこは全部減収に対してです。うちのように、収入が減ろうと減るまいとっということじゃなしに、アナウンスをしてちょっとお客さんの入りを減してくださいよと言っただけだからと。要するに考えてみてくださいよ、お客さんが減してくださいよということになれば、減収でしょうが。それをなぜ調査しないんですか。私はそこが一つ大きな疑問点ですわ。もう一つは、他の業種は考えていないというが、調査はされたんですか。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 調査をされたかという御質問でございますが、先ほども答えましたが、商工会と連携をしまして商工会の会員ですので、年間の売上げを調査をしまして、基本的には全体的な微減というふうに思っております。なかには、業種としては売上げが上がっている業種もありますし、下がっている業種がありますが、全体的は微減ということでそのところを判断をしまして、今のところ他の業種に、支援は考えていないという説明になりました。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 調査の仕方もいろいろとあろうかと思うんですが、公平性という考え方からすると、アナウンスをしたんなら大なり小なりほかの業種でも私は何らかのことがあってしかり、いわゆる関連の業種ですね。そこまで本当に、お酒の売上げがどれだけ落ち込んだか、微減という表現をされましたが、それは通常の何を根拠に微減という判断になったのか、担当課の方の判断なのか、いわゆる商工会の指導員さんの判断なのか。それはさておきですね、もう少し公平性ということを考慮した給付制度というものがあるべきじゃないかなあと。これにいつまでもかかわってもいけませんので、このへんでおきますけど、去年の国が国民に支給した特別定額給付金。むしろですね、これの方がこれは簡素なしくみではよいこと国民の皆さんに支援をしようという考えのもとで、いわゆる住民基本台帳の登録されている方にすべてを給付するという根拠があるわけですが、本町の本件についてはですね、売上げが落ちてなんだけど、入店を控えてくださいということで迷惑をかけたから、いわゆる迷惑料として出しますよというようなことで、ほんとに公平性の保てる給付制度と言えるのかどうか。これはまたまた、これで終わりかどうかわかりませんが、縷々検証していく必要性があらうかと思っております。そういったところで理解はできませんでしたが、この項は終わらせていただきます。次の、2番目に大型建設事業と財政についてということで、通告をいたしております。道の駅瑞穂の再整備事業並びに石見中学校の建設、公立邑智病院等の、大型公共の事業が、いわゆるこれをするによって他の公共物件の建設に与える影響があるのかないか、そういったところの議論でございますが。一つはこの基本計画の策定に入る道の駅の瑞穂。この建設後における例えば交通量、あるいは利用者の予想。それともう一つは、高齢化が非常に進んでいて、今出店される町内の方も非常に減少してきているというようななか。それともう一つ12公民館の核となるというような当初は話があったのが、最近では地区別戦略というふう置き換えられておりますが、それはどちらでも同じようなものだからいいんですが。そういうふうなかで、中学校、病院、これは、教育、医療として当然していかなければならないと私も考えておりますが、この三つをやったことに実施することに対して、充当財源、自主財源はありませんので、おそらく起債を発行することになるろうと思うんですが、そういったときに財政の負担というものが、これからやろうとしている、邑南町はこういうふう公共施設等総合管理計画もたてて、いろんなたくさんのものであって、このなかにもこれを全部やるとすれば年間30億円いりますよというような状況下の管理計画も立てております。要はこの三つの大型事業をやる

ことによって他の建設事業というものが抑制されるのかどうか。この点について御答弁を求めます。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） まず、私の方からは、道の駅の再整備について申し上げたいというふうに思います。現在の道の駅瑞穂の商圈は邑南町に限らず、広島県、大田市、浜田市等近隣の市町村にまたがっております。今後の新しい生活様式における暮らし方のなかで、利用者の動向が不明な部分がありますけれども、建設初期においてはですね、注目度から交通量、利用者ともに、現在と比較すると増加するということを想定しております。特に山陽方面からの玄関口として、島根県からも期待されているというところでございます。交通量についてですが、全国道路・街路交通情勢調査、いわゆる交通センサスというものがありませんけれども、この数値を見ますと、道の駅の前の通行量といいますのは、直近のデータである平成27年度ですね、そこでは24時間の交通量が4,207台、その前の調査であります平成22年度が2,910台で、千台以上増加、増加しているということです。また、平成30年度に、この道の駅で行った一日の利用台数調査、行っていますけれども。これは朝8時半から夕方5時までの時間で、駐車場の利用がどれだけあったかということでございますけれども、1日で913台の駐車場の利用があったということです。こうした調査結果から、再整備に必要な駐車場のマスですね。マスの、確保については百台程度がいるのではないかなあというふうに見込んでおります。施設の規模や設備については、道路管理者であります県と邑南町が共同で設置をする、一体型で整備をしていきますので、駐車場の一部や休憩施設、あとトイレ、情報提供施設については、道路管理者である県のほうからの財政面の支援をいただくということになっております。また、観光動態調査です。これの推移をみてみますと過去の5年間で20万人を切ったのは、令和2年度のみです。これは18万4,000人ですけれども、これは明らかに新型コロナウイルスの影響があるものと考えられます。その他の年は21万人から22万人程度で推移をしておりますので、これはレジのカウンタ数のカウンタなので、一般的にトイレ利用であるとか、休憩のみで利用された方はカウンタされてないということがありますので、こういったことを含めるとかなりの利用者があるのではないかと。それから再整備によって設備の

拡大であったりとか、機能強化によって来場者は確実に増えるんじゃないかなあと
いうふうに思っております。一方で地元産品に関してですけれども、現在専業農家
ではない方の出荷が多くてですね、邑南町の人口が議員言われたように徐々に減少
するということでもありますので、そういったところから考えますと、出荷の量は減
ってくることは懸念されるということでございます。そのなかで出荷者の利用しや
すい安全性の高い設備にするということであるとか、継続的な施設PRの仕組みづ
くりに取り組みまして、中長期的に地元産品の量を保つということを目指してまい
りたいと思っております。再整備における先ほど12地区ということがありしたけれ
ども、コンセプトとしては12地区とつなぐ道の駅というふうについておりま
す。地域とのつながりについては、道の駅への来客者が地域を知って、地域に向か
って行ってもらって、地域づくりに寄与するようなことを目指しております。その
ためには来客者のほうへ、邑南町の地域の魅力をわかりやすく紹介する情報提供機
能であるとか、地域団体の方がですね道の駅瑞穂を利用してイベントを実施する、
あるいは期間的な出展をするというふうなことも施設機能としては必要である、な
いかというふうに考えております。

●石橋議長（石橋純二） 残り時間が10分をきっておりますので、答弁は簡潔
にお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 農産品の集荷での可能性なんですけれども、貨
客混載ということも今後検討する必要があるかなというふうに思っております。現在
こういったことも各地区を回りはじめておりますので、そういったところで意見を
伺いながら声を参考にしながら、新しい道の駅が邑南町の多様な魅力を提供する拠
点となって道の駅の利用だけで終わらない地域との関係を創出する施設になるよう
に考えております。

以上です。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 大型事業を実施することによる、財政負担がほかの
事業に与える影響でございます。大型事業の主要な財源は起債、いわゆる借金にな

っております。この起債が増加いたしますとその返済にあたる償還額が、将来の財政を圧迫して財政健全化の指標のひとつであります、実質公債費比率の上昇につながります。実際令和7年度までを期間とする最新の中期財政計画でも、ピーク時の実質公債費比率は令和5年度の16.9%と非常に高い数値を見込んでおります。令和8年度以降も比率の高い状態は続く見込んでおります。18%を超えますと起債に国あるいは県の許可が必要になってまいります。この18%を超えないようにするために、現在の計画を大きく超える起債については、真に必要なものを除き慎重に検討すべきものと考えております。利用できる起債の枠でございますが、毎年作成される国の地方債計画で定められる枠のなかでの配分となるため、充当率や、交付税措置率が高く条件のよい過疎債を要望しても要望どおり配分されるとは限りません。このような状況で、現在計画している大型事業がほかの建設事業へ与える影響でございます。先ほど申しました将来の実質公債費比率への影響、あるいは毎年の起債の枠のことを考慮いたしますと、大型事業が計画されております令和5年度あるいは6年度までは、現在の計画を大きく超える起債を必要とする建設事業の着手は難しく、さらには現在計画している大型の建設事業についても、見直しできるところは見直し、事業費を抑える検討も必要と考えております。一方で大型事業がほかの建設事業へ与える影響をできるだけ軽減するため、財政運営の面では引き続き行財政改善などの努力を進めてまいります。また現在計画にない新規の大型事業につきましては、今の段階でしっかりと検討をしまして、令和6年度以降着手できるよう計画的に準備を進めているところでございます。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） ありがとうございます。ほぼ想定的な、答弁をいただいたと思っておりますが。ほんとに百台も必要性があるのかどうか、このあたりやら、いろんな地域の地元を含めて地域の皆さんの御意見というものもしっかりと集約をして、この計画についてもなるべく町の持ち出しが少ないような計画にもって行ってほしいなと願うところでございます。時間もきたようですのであれですが、先ほども述べたかもしれませんが、やはり、学校、病院、これは、教育、医療の充実ということで、どうしてもこれ優先的にしなければならない。ですが、道の駅についてはある程度の規模であればあまり、億の単位の金を投資してやるまでのもの

が必要性がここに喫緊の状況なのかなというところが一つ気になるところでございます。財政課長の説明もありましたが、実質の公債費比率というものも非常にこれから高止まりをしていくという傾向にもあろうかと思えます。先般、当町の税理士さんの、令和元年度ですが分析の説明会が受けました。そのなかの資料でなんでここほどとるんかとおっしゃるかもしれませんし、これは元年度ですのでかなり前になりますが、この資料のなかに資産の形成度をみるところがございませぬ。いわゆるこれは住民の皆さんのニーズで、将来世代に残る資産がどれくらいあるのかというところを判断するんですが、本町の場合は非常に老朽化が進んでいて、減価償却がどんどん進んでいるんですが、古い建物がしっかりとある、それが計画のなかでもこれから数十年かけてやっていかなければならないということがいわれております。それともう一つは世代間の公平性。今の我々の人口も減少して高齢化になっているんですが、将来世代と現世代の負担の分担の割合というものもです、これからある程度は考えていかなければいけない。将来負担比率を高くすると移り住んでくれる人がなかなか来なくなるとか、いろんな子育てに影響があるとかいうようなこともいわれますが、ある程度の私は平等性、公平性のあるような感じでの事業を進めて欲しいなと願うところでございませぬ。口では簡単に言えますが、なかなかこれを実践するということになるとうまいかと思えますが、やはり、豊かな財政状況ではないということも考慮しながら、そのなかでやらなければならない事業、という視点で取り組んでいただければと思うところでございませぬ。以上で質問を終わらせていただきます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で宮田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時29分 休憩 ——

（Aグループ議員着席）

（Bグループ議員退席）

—— 午前10時45分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。議場が暑いと思われますと、上着のほうはとっていただいてかまいませんので、よろしくお願いをいたします。続き

まして通告順位第2号、漆谷議員登壇をお願いいたします。

(漆谷議員登壇)

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 皆さんおはようございます。9番漆谷光夫です。どうぞよろしくをお願いいたします。改選後初めての一般質問でございます。初心に戻って緊張感をもって、町民の皆さんの声や思いをしっかりと伝えてまいりたいと思いますので、執行部の皆さん方におかれましては、明快かつ前向きな答弁をいただきたいと、このように思います。どうぞよろしくをお願いいたします。今回、私は3点の質問を準備しました。通告書にしたがって申し上げますと、中学校部活動の指針、矢上高校第2寮の課題と解決、健康カレンダーの再考はということで、3点ほど質問をさせていただきます。まず最初に、中学校の部活動について質問をさせていただきます。その前に中学校の部活動については、私はかねてより机に向かっての勉強ももちろん大切でございますが、課外に行われる部活動の重要さというものは、しっかりと我々は受け止めなければならないというふうに思っております。成長していく過程のなかで人間形成、多様な生徒たちが自分たちの頑張ってみようという、クラスを超え学年を超え、目的に向かって頑張っていく姿は、本当に友情関係、社会のルールを守っていくとか、いろいろな面で私は大切な部活動であるというふうに認識をしております。それを踏まえまして今の中学校の部活動、本当に分岐点にある。これから中学校の部活動どのような方向性にもっていくのか、持続可能な部活動とは何か。生徒にとって望ましい部活動は何か。このようなことを自分自身に問いかけながら質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今部活動に対する国の動きは、本当に学校の部活動から地域部活動への移行ということで、大きな流れができております。平成31年の中教審の答申においても、しっかりそのことは謳ってあります。それを受けて昨年の9月には、文科省より各都道府県の教育委員会にこれからの部活動について、事務連絡がなされております。御承知のことかと思ひます。地域と協働、融合してどのような部活動をこれから構築していくか、その方策についてとスケジュールについて、しっかりそのなかに述べられております。したがいまして本町の教育委員会に対しましても県の方から、流れ

の通知はきとるということを前提に質問をさせていただきたいと思います。また、財政制度等審議会においても、はっきりとこれは先般の新聞で見たわけですが、教育の質の高めていくということと、地域に全面的に部活動は委ねていく、このことが新聞に載っておりました。そういう意味からして、本当に部活動については、大きな大きな分岐点にきとる。しっかりここで考えなければならない。しかしながら、保護者の皆さんや生徒の皆さんにとっては、そういう情報は皆さん持ち合わせですが、当の学校や教育委員会から、これから先の部活動に対しての、どういうふうな本町は部活動を構築していくか、どういう方針で臨むのかということがなかなか伝わっていない。このことが、現実ではなかろうかというふうに思いました。したがって、保護者の皆さん方におかれましては非常に不安である。部活動はいったいどうなるだろうかという思いでいっぱいであるかと思います。その第一歩として、令和5年、来年、再来年度になりますが、部活動が休日に限り地域部活動に変わる。また、変えていかなければならない。そのような状況であります。以上の観点から私は、これから四つの点について質問しながら、本町の中学校の部活動に対する考え方をお聞きし、それが実現できるよう願いながら質問をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。改めて先ほどは、ざっくり、今の文部科学省のガイドラインについて述べさせていただきましたが、今一度文科省のガイドラインと、その考え方についてお聞きいたします。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 文科省のガイドラインとその考え方についての御質問でございます。文部科学省は、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、部活動ガイドラインを策定し、部活動の適正化を推進しています。また、学校の働き方改革は喫緊の課題であり、中央教育審議会の答申や、国会審議においても部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが指摘されています。また、スポーツ庁策定のガイドラインや文化庁策定のガイドラインにおいても、学校と地域が協働融合した形での持続可能なスポーツや芸術文化などの活動のため環境整備を進めること、とされています。部活動改革として、休日に、教師が部活動の指導に携わらない必要がない環境を構築することや、休日における地域のスポーツ文化活動を実施できる環境整備をすることなど、休日の部活動の段階的な地域移

行を図ることや、合理的で効率的な部活動の推進を図ることとされています。令和5年度以降、休日の部活動の地域への段階的移行に向けて、地域部活動の運営や退職教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員が生徒の保護者の理解と協力を得ながら体制づくりを始める必要があります。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 今回の説明にもありましたように、私は、やはり令和5年度から、スタートするというのは決まっておりますので、今からでもかえって遅いくらいですので、しっかりと本当にクリアしなければならない問題が、あとでまた、質問に触れさせていただきますが、大変にございますのでそのへんをしっかりと、やっていただきたい。このように思います。それで次でございますが、本町の三つ中学校があるわけですが、中学校の部活動の状況はどうなのか。部員数はどのくらいおられるのか。また、部の数はどれだけあるのか。また、休日の部活動はどのようにおこなわれているのか。そして、大会、中体連とか練習試合もあると思うんですが、その引率についてはどうなっているのか。この点についてお聞きします。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 本町の中学校部活の現状についてでございます。まず最初に、各学校の部数と部活動の人数について。人数につきましては、合計人数で述べさせていただければと思います。まず、羽須美中学校につきましては、部数としてはソフトテニス部。それから、水泳部がございます。この部活をしている人数につきましては、合計で28名でございます。次に瑞穂中学校についてでございます。部数としては、陸上部、ソフトテニス部、野球部、吹奏楽部、四つございます。この部活に参加している人数につきましては、合計で81名でございます。次に石見中学校についてでございます。部数としては野球部、卓球部、バスケットボール部、バレー部、吹奏楽部、美術部がございます。この部活に参加しております生徒の数は合計で100名になっております。続きまして休日の部活動の状況に

ついてでございます。各三つの中学校とも、土曜日、日曜日どちらかを休みということに基本しております。大会などが、近づいてきますと、校長の許可を得て、部活動することもございます。また、瑞穂中学校におきましては、毎週第3月曜日は島根家庭の日ということで、原則休みにしているところでございます。ただし、大会の参加等々で休みにできない場合については、別の日を休みということによっておられるようです。続きまして大会参加の引率状況についてでございます。3校とも、基本的には顧問が乗車して、大会の方に参加しているようでございます。大会によっては引率の先生をあらかじめ決めて、引率している状況でございます。以上でございます。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 今回の説明で確かに、多くの中学生の皆さんが積極的に部活動に参加し、活動されておるということがわかりましたし、中学校によって本当に特色のある部活動をやっておられるなあということがよくわかりました。そして休日についても、部活動が行われておりますし、先ほども少し申し上げましたが中体連等の大会については、やはり顧問の先生が引率されないとなかなか、中体連も認めてくれないというような状況が、今実際にあるわけでございます。そこで3番目の質問ですが、令和5年から先ほど申し上げましたように部活動が、段階的ではございますが、地域にということになりますと非常に大会参加とか、休日の練習とか、いろんな面で支障が出てくる。このように一例をあげますと、たちまちはそういうことが想像できるわけですが、部活動が段階的に令和5年度から地域に移行することによって、どのような課題や問題が考えられるのか。そして、それに対する取組や対策はどのように考えておられるのか。この点についてお尋ねをいたします。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 休日の部活動が段階的に地域にに移行する課

題とは何かの御質問についてでございます。これまで部活動は、教員による献身的な勤務のもとで成り立っており、持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現するため、特に休日の部活動における教員の負担軽減を図る必要があります。部活動は学校教育の一環として行われる活動ですが、必ずしも教員が担う必要のないことを考えると、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を作る必要があると思います。また、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整える必要もあります。生徒が自主的にスポーツ文化活動に取組み、体力や技術の向上を目指す活動機会を保障し、学校の活動として行われる部活動と、地域の活動として行われる部活動との連携を図りながら、地域部活動のために必要な取組をおこなう必要があると考えます。休日の部活動を地域へと移行させるために、まず部活のあり方を理解してもらっている指導者の確保が最大の課題と考えます。その場合の費用負担、休日のみ指導するのか、切り離すことによって、出場できる大会に制限がでないか。学校管理下での活動ではなく、なくなるため災害共済給付金制度の対象外となり別に保険加入する必要があるなど、様々な条件によって該当の部活動の指導体制を考えていく必要があるかと考えております。対策として、教員OBやスポーツ推進員など教員の引率なしでも保護者の方が安心して指導をお願いできる方を学校単位でなく、邑南町あるいは邑智郡にまで幅広く人材を探すこと。また、先行的に休日の部活動を行っている自治体の例を参考に、邑南町のような中山間地においても活用できる方法を考えることなどがあると思われまます。その他部活動顧問と地域指導者との信頼関係づくりなど多くの課題があると思います。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） ただいま説明がありましたように部活動は学校教育の一環ではあるが必ずしも学校が運営したり、先生が携わっていただいたりということではないようであります。したがって、令和5年度から始まる部活動においては、平日と休日と指導者がかわる可能性もあります。指導者がかわることによって生徒の練習方法とか、戸惑いとかが生まれる可能性もあります。今までは先生方が顧問になっていただきまして、本当に献身的な思いで部活動の指導を休日におこなっていただいております。これができなくなると、本当に次の段階として当然

先ほども申されましたが、指導者をどのように育成していくのか、確保していくのか。地域のスポーツ団体や文化団体、あるいはクラブ等をどのようにこれから邑南町において育成していくのか。このことは並行して考えなければならないと思います。休日の部活動が、ただ移行するというだけではなかなかすまない問題があるというふうに考えておりますので、言葉で学校部活動を地域部活動に移行していくというのは簡単ですが、なかなか難しい、クリアしていかなければならない大きな問題がいくつもあるというふうに私は認識しております。したがって、しっかりとした部活動の在り方と子供たちにとって本当に望ましい部活動の環境を作るためには、いろいろな角度からこの問題について向き合っていかなければならない。これは私も含めてですが、このことが言えると思います。4番目の問題になりますが、先ほどらいから何回も申し上げますように、部活動はこの年は指導が良かったとか、この年は指導がなかなか行き届かない年があったとかではいけないと思います。本当に、5年後、10年後、20年後に向けて安定した部活動、持続可能な部活動を構築していくことが、私は大切なことだと思いますが、この点についてと、先ほどらい申し上げますように地域指導者、いわゆる外部指導者ということになるかと思いますが、この点についてどのように確保していくのか。あるいは長期的にみればそういう人材を育成していくのか。そこまで考える必要があります。地域指導者に関連してでございますが、部活動指導員という制度があります。これは、平成29年4月1日に学校教育法の施行規則に付け加えられたものでございます。今、邑南町ではおそらくその制度を活用されてはいないというふうにお聞きしているわけですが、このような制度を積極的に活用する、このことは非常にこれからの部活動をしっかりとしたものにするためには大切なことであろうかと思っております。もう1点は、地域に部活動が移ることによって保護者の負担が増えたりするようなことがあってはならないと思います、相応の負担については、これは致し方ございませんが、先ほどらいから申し上げますように環境づくりの予算、部活動に対する予算措置。このへんはしっかりとやっていく必要があるというふうに私は考えておるところですが、以上申し上げました3点について御答弁をいただきたいと思っております。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） まず最初に御質問の持続可能な部活動の在り

方についてでございます。学校の部活動は、体力や技術、感性の向上を図るだけでなく、異年齢との交流などをおして生徒同士や生徒と教員との人間関係を構築し、自己肯定感を高めたりするなど、充実した学校生活を過ごしていくうえで重要な教育活動です。その一方で、過度な活動による生徒の疲労蓄積、指導に当たる教員などの負担の増大が問題となっております。今後生涯にわたってスポーツや芸術文化などの部活動を持続可能なものにするために、これらの課題解決に向けての対策に取り組む必要があります。また、いわゆる勝利至上主義にならないよう、生徒の自主性や主体性を尊重し、バランスの取れた部活とするため、適切な休養日、部活動の時間の設定はもとよりあらゆるハラスメントを防止し、異年齢との交流などを通して人間関係を構築し、自己肯定感を高め充実した学校生活を過ごしていくことが重要と考えます。部活動を指導する者は、必ずしも教員である必要はないとの考えを基に、教師の働き方改革、生徒のニーズ、生徒数減少などの実情を踏まえ、単一校では取り組むことが難しい部活動が見込まれる場合には、部活動の機会がなるべく損なわれないよう複数校との合同部活動の取組を推進することも考えられます。部活動の指導員について、若干身分的なことを述べさせていただければと思います。先ほど議員もおっしゃいましたが、平成29年に学校教育法施行規則の一部改正が行われ職務の内容が規定されました。部活動指導員とは、学校におけるスポーツ、文化などに関する教育活動に係る技術的な指導に従事するとされております。具体的には部活動の顧問として単独または教師と役割分担をして指導が行えること。実技指導や学校外での活動として大会や練習試合の引率、担当教諭などと日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応について情報交換などを行う連携を図ることが定められております。身分といたしましては、会計年度任用職員の身分ということになります。その場合報酬や通勤手当、一時金などの支給も支払いが可能となります。地域指導者の確保や予算措置についてでございます。現在、地域指導者として羽須美中学校はソフトテニス部、水泳部。瑞穂中学校は吹奏楽部。石見中学校は卓球部、吹奏楽部、美術部にそれぞれ地域指導者がおります。令和5年に向けて指導者の確保が急務ではありますが、邑南町のような小規模自治体では人材確保は難しく、また、島根県に登録している部活動指導者についても中山間地域への指導は困難な状況でございます。このため町内の学校で経験したスポーツ経験者が、地元に戻って指導者となってもらえるような体制整備を行うことで、個々のスポーツ指導者を増やし、複数で指導体制を作ることで、長い期間にわたる指導ができるものと思われれます。指導をしてもらうにしてもボランティアでは指導者を確保することは難しいと思われれます。現在地域指導者の場合、報償費のみを支出で、

現在県から3分の2の補助となっておりますが、学校から要望される部活動指導に係る時間数を県の方へ要望してもなかなか認めてもらえておらず、年々県の予算も減少しており、その分町からの多くの持ち出しが必要となります。部活動指導者についてですが、国、県と合わせて3分の2の補助となりますが、支給項目として、先ほど言いました報酬や期末手当等支給が認められております。生徒への指導の一貫性を考えると、週末のみでなく平日にも指導してもらった方が生徒の混乱も起きないかと思いますが、長時間でかつ複数の指導者を確保するためには、予算化はなかなか難しい状況です。これまで県を通じて国への補助の追加をお願いしておりますが厳しい状況です。町と致しましても必要とされる予算の確保については、引き続き国及び県へ要望をしていきたいと思っております。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 今説明がありましたように、部活動指導員、これはなかなか確保しにくいとかいうことでなしに、もうちょっと前向きに長期的な視野にたって、この邑南町で部活動の指導員を養成するなり考えていただきたいということを、最初から申し上げているわけでありまして。先ほどの答弁でも、財政財政厳しい厳しい、ということがございます。おそらく、そういう答弁が返ってくるんだろうということを想定して、冒頭で部活動の本当に意義、大切さということを述べさせてもらったのは、そのへんをしっかりと考慮したうえで、子供たちをしっかりと育てるということは、町のためにもなるわけです。ただ予算がありませんありませんでは、この問題はいっこうに解決しない、このように私は思っております。そこからあたりを、財政のやりくりをして未来を担う子供たちをしっかりと育てる、このことが私は大切だというふうに、強く強く申し上げたいと思っております。そこで、この部活動に対しての、最後に教育長と町長に伺いたいと思っておりますが、最初に教育長はこれから始まります学校の部活動から地域部活動、このように移行していく。これについてどのようなお考え方針で臨まれるのか。保護者の皆様や生徒の皆さんたちには、どのように説明をされていくのか。この点についてお尋ねをいたします。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 子供たちの部活動の休日の地域への移行という、段階的にそういうことが大きな課題になっております。これは教職員の働き方改革が、第一優先というように思っておりますが、地域に移行することによって、子供たちと地域との指導者との斜めの関係であるとか、いろんなメリットもあります。あるいは地域と学校の連携が、これによっていっしょに進むようなことも考えていくことができると思います。今地域とともにある学校づくりを進めていますけども、本当にどういう子供たちを地域で育てるかという問題にも部活動はかかわると思います。議員おっしゃるように子供たち、部活動によって主体性であるとか自主性であるとか、そういうものを育てるいい機会だというふうに思っております。そういう意味で、教員の働き方改革だけを取り上げていうのではなくて、地域で子供たちをどういうふうに育てていくのかという視点で、保護者にはあるいは地域の皆さん方には理解してもらう必要がほんとはあるんじゃないかなあというふうに思います。土曜日曜の過ごし方も部活動だけじゃなくて、地域活動の道もあります。あるいは学校、平日、月曜から金曜までは部活動やるけども、土日は参加しないというような選択肢もあるんじゃないかなあというふうに私は思います。そういう議論を生徒も含めて、学校あるいは地域と教育委員会一緒になって、いろんな議論を深めていくいい機会だというふうに私自身は思っております。単に部活動、優れた指導者というのはプレーヤーとして優れたということでは決してなくて、いろんな指導者があると思いますので、そういう地域に子供たちとかかわりたいという人を、いっぱい育てていくといういい機会ですので、生徒あるいは保護者、地域の皆さん方と一緒に議論を深めていきたいというふうに思っております。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議論を深めていただきたい。明日からでも始めていただきたいというふうに思います。部活動について、私もちょっと世界の部活動の在り方どうなってるんかなあということで調べてみました。フィンランドについても調べさせていただきました。日本のように学校中心型。学校と地域をお互いにいいところをとりながら部活動をしていく中間型。全く学校に関係なく地域で子供たち

を育てる地域型。おおよそ世界では三とおりにあるように、調べてみましたがありませんでした。特にフィンランドについては部活動そのものがなくて、やはり地域で育てると。部活動の方向性いろいろあるかと思いますが、そのことを含めて結局は未来を担う子供たちが、最初に申しあげましたように成長過程で人間形成をしていく、このことが非常に大切なことだと思いますので、教育長が言われたように地域としっかり話し合いながらこの問題については、多めに議論をしていただきたい。持続可能な部活動の在り方を追求していただきたい、このように思うところがあります。町長の所見をお聞きしたいところですが、私やはり考えますところ、これは国の方針でもあります。町が単独でこのことを考えるというのは、難しいかなあと思いました。この質問をいろいろ調べるうちに、やはりもうちょっと国にしても県にしても本当に教育の原点にたつて、子供たちをどのように育てていけばいい、そのためにはどういう予算付けをすればいいのか、このようなことを逆にしっかりやってもらいたいなあという気がしました。町長に伺います。邑南町は日本一の子育て村を掲げております。それにふさわしい部活動を、あるいは子供たちを地域で育てていく。このようなことは、非常に日本一の子育て村にとってしっかりやっていかねばならないというふうに私は考えるわけですが、先ほどらい話がございましたように、この部活動に対する思いや予算措置の在り方、先ほど申しあげました国や県に対しての思い、この点について町長の所見を伺いたいと思います。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 漆谷議員さんからこの部活動の重要性について、真正面から質問をいただきました。私もこの問題について、真正面から議員さんから質問をいただいて、議論しなきゃいけないということについては、初めてのケースではないかと思います。それだけ重要性というものを述べられたというふうに思いますし、私もこの部活動ひとつとってみても子供の成長の過程では、特に中学校の場合にはなくてはならないものであろう。今教員の問題働き方改革ということもありましたけども、もう少し考えてみるならば、国全体としては教員のなり手が無いという問題があります。それはやはり多忙感という問題もあるんじゃないかと思いますし、ひいては教員の質の低下を招いているような意見もあるわけですね。やっぱり教育は国家百年の体系でありますから、教員の質をあげるということは一番大事な

問題でもあろうと思います。それを今の日本の制度では何もかも教員がやるということについては、非常に矛盾を感じているわけであります。教育長もいわれましたけれども、この部活動を地域におろしていく、地域づくり全体として考えていくということについても、私は賛同いたします。したがって繰り返しになりますけれども、この部活動の問題を議論するなかでさっき言ったようなことは、非常に今後の解決の道を探る大きなテーマだろうというふうに思います。したがってご質問の提起を機会になるべく早く教育委員会は、地域の皆さん、学校、保護者の皆さんとこの問題についてしっかり時間をかけてですね議論をいただくように、お願いをしたいと思います。私の仕事のひとつはやはり予算付けだろうというふうに思います。令和5年度からこういった制度を文科省は考えているとはいっても、今回の答弁でも財政的な裏付けは答弁のなかにはなかった。文科省はこれからだろうというふうに思いますしもう少し悪く考えれば、その予算については地域で考えろと、こんなことになっては本末転倒だろうというふうに思うわけです。当面やることは令和4年度の邑南町の予算のなかでやりくりをして、どう捻出するかということは当然あると思いますし、この部活動の活性化については初めてのケースだろうと思いますけれども令和4年度の県知事要望の中にしっかり謳い込んで、県としても真剣に取り組んでもらいたいし国に訴えてもらいたいということを申し上げたいと思います。残念ながら文科省の事業というのは、非常に予算が乏しい現状がございます。地域づくりということを最終目標とするならば、やはりそこを所管している総務省、このあたりにもやはり働きかけをして、部活動の活性化をすることによって地域がこんなに活性化するというような、論理だてをしてですね国に訴えていく。これは全国の共通の課題でありますから、私もそのなかの一助として頑張っていきたいなというふうに思います。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議員。残り時間が10分をきっておりますので、よろしくお願いいいたします。

●漆谷議員（漆谷光夫） ぜひとも保護者の皆さんや生徒さんが不安や混乱のないように、ぜひ議論を重ねていただきたいと思います。このようにお願いして、この質問は終わります。時間も、迫っておりますので、簡潔に答弁をいただきたいと思います。1点目は矢上高校第2寮の現状でございます。第2寮に野球部の方

が12人入られまして、2ヶ月あまりになります。本当に雨の日は前に荷物背中に荷物ということで、非常に難儀をされております。実際にこれについては雨の日に教育長さんとたまたま会いましたが、現状を把握させていただいております。この点についての解決策はどうか。第2寮には自転車置き場すらございません。自転車は雨ざらしという状況であります。これではやはり生徒たちがあまりにもかわいそうと思うわけですが、早急に解決や対策を打っていただきたいわけですが、このことについて簡潔に答弁をお願いします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議員が言われた課題に関しては、同様な課題の認識をしているということです。それに対する対応です。通学については自転車通学生ということでございますので、雨天時には荷物が濡れるといこと当然ありますけども、邑学館前の通りにはおおなんバスの瑞穂インター線が走っております。バス通学も可能な状況であるということ、以下前提のうえでですね、雨天時は、そういったバスの利用は考えられるかなというふうに考えられます。今年度からは町内生も通学定期券の購入助成の対象になっておりますので、そういったところも併用できるのかなあというふうを考えているところでございます。自転車置き場です。これは、私たちもなんとか早急に改善を図ろうということで、検討していたところですね矢上高校と地域の未来をつくる会、その構成団体であります。商工会の方から、商工会の青年部でございますけれども、支援いただけるという話になりました。町で必要な資材を調達しまして組み上げ作業等については商工会青年部の皆さんが御協力いただけるということになりましたので、必要な自転車置き場については、早いうちに確保できるというふうに見通しになったということでございます。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 1点目の雨天の通学については、矢上高校の応援団の寮生を支援する部会でさんざん議論したことでありますし、自転車で通学しなけれ

ばならない野球部の皆さんはそれはそれなりの理由があると思いますので、この点については時間もありませんし、また違うところで議論をしたいと思います。最後の問題であります。健康カレンダーの再考ということであげておりましたが、この健康カレンダーは年度版いわゆる4月から3月まで、これは令和2年の例でございますが、年度版でカレンダーを出しておられました。そのことについて今年度はなぜカレンダーやめたのという複数の方から質問をいただいております。そういうことを考えますとやはり健康カレンダーというのは、令和2年度のを見てみましたが、中身は本当に保健課についても町民課についても、年中のいろんなスケジュールが書いてあるので、本当に便利だったのかなあということを改めて思ったわけでございますが、そこで質問でございますが、町民のニーズがあるならば来年度は再校されるのか。この点についてお答えをいただきたいと思います。

○土崎保健課長（土崎しのぶ） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 土崎保健課長。答弁は簡潔にお願いをいたします。

○土崎保健課長（土崎しのぶ） 健康カレンダーの再校という御質問でございます。これまで保健課では、各種の保健事業につきまして町民の皆様幅広く知っていただくという目的で、毎年健康カレンダーを作成してまいりました。ただ、保健事業の形態が従来の不特定多数の方を対象とする事業から、個別に御案内をする事業に変わってきておりますので、現在必要な健診等につきましては個別に御案内することで、皆様への周知はできているというふうに考えております。それに加えまして年度初めには、母子の保健事業又は成人の健診等の年間一覧表も作成したしまして全戸に配布しておりますので、各事業の実施時期の周知はそれでできているというふうに考えておりました。当初の健康カレンダーの目的が違う形で実行できているので、令和3年度の発行を見合わせることにいたしました。町民の皆様がわが町の写真が載っている身近なカレンダーとしてとらえていただいて、各家庭の行事予定を書き込んで御活用いただいているという声もお伺いしております。これまであったものがなくなったということで、あれば便利であるというような御要望もあることは承知をしております。カレンダーがなければ生活に支障があるというところまでの御意見は今のところ耳に入っておりませんし、どのような必要性があるのかというところにつきましては、引き続き町民の皆様からの意見をいただきながら検討していきたいと思いますが、同じような形での健康カレンダーを今後も作成をす

るところは、今のところ考えておりません。その点につきましては、どうか御理解をいただきますようお願いいたします。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 再校してもらえるとというふうに取りました。町民課長なんかこれについてありますか。

○小畑町民課長（小畑芳秋） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 小畑町民課長。

○小畑町民課長（小畑芳秋） 失礼します。町民課はこれまで国民健康保険事業の一環として、保健課と一緒にカレンダーの作成に携わってまいりました。ニーズが非常に多い御要望が非常に多いということは承知しております、保健課さんがいわれるように。やっぱり一方ではですね必要としてはどれくらいあるのかというような、そこらへんを見極める必要があるかと思っております。今現在ただちには保健課と同様に作成することを考えておりませんが、例えば、財源の問題とそれから無償配布が非常に困難であるということであれば、カレンダーの広告をスポンサーを募ったりですとか、有料販売ですとかの手段を用いて作成することも、一つの方法であると考えております。

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） ぜひ、町民の皆さんのニーズを考えながら再校していただきたいということで、用意しました質問すべて終わりましたので、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

●石橋議長（石橋純二） 以上で漆谷議員の一般質問は終了いたしました。ここ

で暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前 11 時 46 分 休憩 ——

(Bグループ議員着席)

—— 午前 11 時 47 分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後 1 時 15 分とさせていただきます。以上です。

—— 午前 11 時 47 分 休憩 ——

(Aグループ議員着席)

(Bグループ議員退席)

—— 午後 1 時 15 分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、通告順位第 3 号、中村議員、登壇をお願いします。

(中村議員登壇)

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 11 番中村でございます。どういうわけかこの時間帯に質問をさせてもらうことが多いような気がします。午後から 1 番でちょっと眠気をもよおす時間でございますが、1 時間ほどお付き合いよろしくをお願いします。今回は 2 点のことについて通告をさせていただいております。一つは地域運営組織の育成について。もう一つは木材流通についての 2 点でございます。通告にそって進

めさせていただきます。最初に地域運営組織の育成ということでございますが。昨年12月の定例会で、公民館の多機能化ということをご提案をいたしました。その際に施設の管理運営を地域運営組織に委託すること、ということもあわせて提案をいたしました。そののち考えてみますと、地域運営組織ということを使ってしまうと、御存じかとは思いますが、改めて地域運営組というふうなことから、質問をさせていただこうと思って、今回通告をさせていただいております。地域運営組織というのは総務省の資料によりますと、地域の生活や暮らしを守るため地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織というふうになっております。本町では、地区別戦略実現事業、今現在は発展事業に取り組んでおりますが、これの実施団体がいわばこういう組織なのかなあと。総務省の資料によりますと、地域運営組織そのものが実際にそういった活動を行う組織と、地域運営組織はどういうことをしたらいいのだろうか、課題解決にどういうことに取り組んだらいいかということを考えて、実際にやるのはその地域の他のNPOであるとか任意団体であるとか、言ってみればうちらでいうと自治会であるとか地区社協であるとか、そういったところがやるというふうな2段階構えのようなスタイルと両方あるようでございますが、今地区別戦略に取り組んでおられるところが、いわばこの地域運営組織だろうというふうに思います。12月にも申しましたが、持続可能な邑南町を運営していくためには、地域コミュニティが持続可能でなければならないという考えで私はおります。そういう意味でいくとこの地域運営組織というのは、地域にとって必要不可欠な組織だというふうに認識しております。そこでですね先ほども言いましたが、本町で取り組んでおります、まち・ひと・しごと創生総合戦略のなかでの地区別戦略実現事業。これが一昨年です、一応5年間の事業を終えました。その結果の取りまとめが若干遅れたのかなというふうな思いがしますが、そのあと地区別戦略発展事業という発展型に現在取り組んでおって、昨年度1年かけてそれぞれの地区で計画を練っておるというふうな状況だと思います。そこでですね、最初に5年間一昨年ですみました地区別戦略実現事業、これの成果、それから成果に対する評価、課題、今後の展望などについて地域運営組織の自立促進という観点から、どういうふうにご検討をいただければと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 平成27年度から平成31年度の5年間実施しました地区別戦略実現事業の御質問でございます。この事業は、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略のなかで、共に支えあう共助の仕組みづくりと地域コミュニティの自立促進を実現するためのひとつの施策として実施したものでございます。平成27年度以降、全ての地区が人口減少を課題として認識し、自ら課題解決に取り組むため地区別戦略を策定し、4年間の事業推進を行っていただいたこと、これについては町としても大きな評価をしているところでございます。地区別戦略実現事業を地域が主体的に行ったことは、地域コミュニティの強化にもつながり、持続可能な地域づくりには重要な取り組みであり、転入者の受け皿となる地域の基盤強化にもつながったと認識をしております。さらに事業の実施によって関係人口の創出、交流人口の拡大に大きな実績を残している地区がある、これまでにない効果が表れ始めているというふうに思っております。課題について申し上げますと、地方創生総合戦略の目標として掲げている、人口減少に歯止めをかけるという成果については、十分に今現在あらわれてないのではないかというふうに思っております。また、子育て世代をはじめとする住民参画や、地域内の周知など地域内における事業の理解推進を課題にあげる地区も実際あったということでございまして、こういったところが反省すべき点だというふうに考えております。こうした課題に対しまして今年度からは、事業実施期間がスタートする地区別戦略発展事業では、地域の体制づくりを重視しまして、地域のなかで既存組織との関係性を確認しながら、推進していくこととしています。地域運営の自立に向けては、事業を継続するための運営基盤の強化が必要と考えております。地区別戦略実現事業で行ってきたなかで、実施団体の法人化が数か所進んでおりますし、これが大きな成果だというふうに思っております。さらに、組織の自立に向けてというのが、法人化というのが一つの必要な要素の一つというふうに考えております。今年度、発展事業をスタートしていますけれども、すでに新しい法人化の動きがあるということも伺っておりますので、こういったところが持続可能性を高める一つの手段であるのかなあというふうに考えております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 基盤の強化が課題で、そのためには法人化、要は組織として持続可能な組織にすると、法人格を持つことが即持続可能になるということでもないというような気もしますが、そういうふうなことかなというふうな気がします。地域運営組織ということを考えるうえで、もう1点関連があることでお聞きしたいと思いますが、2番目に掲げております羽須美振興推進室についてでございます。これは町長の肝いりで4年前に設置をされました。人を呼び込み賑わいを創出し地域を活性化する。産業の衰退を打開するとういう二つのミッションに取り組んでおられます。私の地元でございますので地元とすればですねえ、地域振興に対する行政の積極的なかわり方、これを高く評価をしておるところでございます。この羽須美振興推進室が設立をして4年が過ぎたところですが、羽須美振興推進室の4年間の成果、課題、今後の展望、先般の産業建設常任委員会の資料にも少し紹介がございましたが、そういった成果と課題について、どういのお考えかをお聞かせください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 平成29年度に設置されました羽須美振興推進室に対する質問でございます。29年4月三江線廃線に伴う交通確保や人口減少など課題を抱えた羽須美地域の振興を目的に、当時の定住促進課の外室として、羽須美振興推進室を設置しております。今年の4月からは羽須美支所地域振興係となりましたけども、引き続き平成30年度以来議会にも御説明させていただいておりますように、羽須美の創生プロジェクトを中心に、羽須美振興の取組を実施しております。令和2年度からは島根県の小さな拠点づくりモデル事業の採択を受けまして、交通、買い物、福祉、自治組織の各分野で持続可能な仕組みづくりに向けて取り組んでいるところでございます。現在の羽須美支所地域振興係は、2名体制ということですが、これは羽須美振興推進室設置当初と同様でございます。地域振興事業については、総務省や農林水産省、島根県などの10分の10の補助事業を提案型で獲得するなどしまして、自ら事業を企画して事業費を外部から調達して実施をしているということでございます。各プロジェクトの実施においては、担い手が減少するなかで地域おこし協力隊の制度を活用することで、人材を確保しているという

ことでカバーしておりますし、3年間の地域おこし協力隊の研修期間が終了したあとも定着してもらえるように、目指しているところでございます。こうした取組は、地域運営組織の活動のヒントにもなり得るものかなあというふうに考えております。一方で課題の部分ですけれども羽須美地域の振興を担当する部署としては、羽須美地域を対象に業務を行うわけでございますけれども、担当する業務が各課の本庁各課の業務と重複するケースもございます。羽須美地域の振興を各課の枠を越えて取り組んでいる部分もあります。観光振興や例えば小さな拠点づくり事業と地区別戦略のように、本庁各課の業務と重複したり調整が必要となったりする場面もあるということでございます。また住民側の組織に対しましても、各課が事業の協力を重複して求めるケースがあったりですね、窓口の一本化をかねてから求められている声があるというのも事実でございます。羽須美振興推進室が行ってきました地域を限定し住民に近いところで地域振興を目指すという部署や担当職員の配置については、他地域いわゆる石見、瑞穂の他地域だったりとか、他の地区の地域振興を図るうえで参考になるものと考えております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 私の地元ですので活動については、よくよく存じ上げております。今評価をいただきましたように羽須美イノベーションをということで、しっかり取り組んでもらって、地元として大変ありがたいことだと思っております。今課長が言われましたように、地域運営組織の一つのモデルとなりうることだと私も思います。これをですねえ他の地域へどうやって発展させていくのかということが、今後の課題なんだろうと思うんです。地域運営組織が、今あちこちで法人化がされて、だんだん数が増えてきていますよということが、先ほど課長から紹介がありました。そういったところがですね、ずっとこう育成をして継続して活動が続けていけられるようになるためには、どういうものが必要なのかということを考えるべきだと思うんです。その点について課長どういうふうに考えておられるか。自立を促すために、今何が一番必要だというふうに思っておられますか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 自立を促すために、何が必要かということでございますけども。やはりこれは関係者同士がしっかり議論をする必要があると思っています。私一つ他にない事例として成功したというふうに思っているのは、地区別戦略実現事業のときから、行政と団体だけではなくてその間をつなぐ中間支援組織があったことというのは、非常に大きなやり方だというふうに思っています。これは今発展事業のなかでも同じように、そういった形で住民組織と行政の間をつなぐ中間支援組織に入っていたいただいています、すごく丁寧な対応をしていただけているというふうに考えておりますし、場合によっては島根県のお力添えをいただくという場面もあるのかなあというふうに思いますので、そういった関係機関がしっかりと協議をしながら望ましい形を作っていくということが、大切なのかなあというふうに考えております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） それは事業を進めておられる行政の側から見るとそういうことかなあというふうな、そういう答弁なのかなあというふうな気がします。地域運営組織について総務省が今年4月に出しております、昨年度のですねいろいろな調査をまとめたものがありまして、これのなかに課題としてですね何を支援として何を期待するかということが述べられていて、一番大きいものは資金の問題です。その次がですね人材ですね。リーダー、担い手、事務局人材、この人材の不足。それから住民の側でいいますと、住民の先ほど課長が言われた活動への理解であるとか、全体的な当事者意識の不足だとかっていうふうなこともあります。私が12月のときに述べましたように、拠点となる施設。これも必要なのかなあというふうな、調査から見るとそういうふうな気がします。私は資金が一番なんですけど、これまたあと話するにして、やっぱり人材と拠点というものが、やっぱりどうしても先になってくるんだろうなというふうな気がします。話をここまでもってくると、また12月のところに話が戻るんですけども、いわゆる資金を確保するためにコミュニティビジネスとして、地域運営組織が何ができるのかというふうなことを考えていく必要があつてですね、そのなかで一番手近で身近にできる

ことが、行政からのアウトソーシングです。そういった意味でも一番手近にあるのが公民館で、公民館の管理運営をそういった組織に任せるといふようなことが、一番いいのではないかなあというふうな気がしております。話がちょっと先に進みましたもとへ戻しますが、羽須美振興推進室は、公の行っておる地域運営組織というふうなことが言えると思うんです。羽須美はエリア的にですね、口羽と阿須那で羽須美支所のエリアが口羽と阿須那で二つの公民館エリア。今のような行政が音頭を取って、町長がやるっということをやっていただくというふうなところで、範囲としてちょうど手ごろなところだったのかなあというふうな気がしています。それをですねえ同じように瑞穂だ石見だにもっていっても、これなかなか難しいんじゃないかなあ。としたときにやっぱり一番身近な公共機関である公民館というふうなもの位置づけがですねえ、大変重要になってくるのではないかとこのふうな気がしております。話が公民館の話に戻るわけですけども、そういった地域運営組織に対して人材と拠点と資金となりうるようなコミュニティビジネスモデルになるようなアウトソーシング。そういったことの可能性について、どういふふうにお考えかをお伺いしたいと思ひます。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 事務局体制を支える人材の確保であるとか、拠点の整備ということですけども、私から言えるのは地区別戦略の絡みのなかでの話ということで、御理解いただきたいと思ひますけども。地区別戦略実現事業のときも人件費的のところは執行ができたということではありますが、今回発展事業については事務局の人材確保を確実にするために、各種団体が人選される人材についてはその補助金の仕組みのなかで、人件費枠を設けております。これは年間120万という枠ですけども、4年間ずっと変えずにおけるということでございます。そういったことを活用しながら、人材確保に努めていただきたいなあというのが一つです。拠点の整備につきましては実現事業のときもやっておりますけれども、コンペティションでですね、ハード事業に対する500万の補助事業という形で、手挙げ方式で2団体を採択させていただいたということで、そういったことで空き家の改修であるとか、そういったところに資金を投入していただいて拠点を確保するという方式もあるのかなあというふうにお思ひしておりますけれども。今ですねえ地域の方

から公民館には声がけをさせていただいてですねえ、若干地域で協働体制をとるような地区も出てきておりますので、こういったことも含めてですねえ、地区別戦略という一つの形のなかで、行政と協働の形が取ればいいのかなあというふうに思っているところでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） なかなか、こうしますという話にはなかなかならないところだろうとは思いますが、なにがしか前に進むような方向で検討をお願いをしたいと思います。現在地域みらい課では各地区ごとにですね、その地域振興というか地域にかかわる様々な要素、人であるとか組織であるとか施設など洗い出しを今行っておられるところだと思います。そういったものの要素の相互の連携であるとか、行政を絡めた行政のかかわり方であるとか、そういった意味でいうと羽須美振興推進室のようなかかわり方、同じような形は無理だろうと思いますから、公務員の働き方改革ということも今言われておりますので、12月に提案しましたような役場職員のなかで手挙げでやってやろうという人を募集をしてですね、それぞれの地域にそういった人材を派遣をするというふうなことも含めた、地域運営組織の在り方、育成について取り組んでいただけたらというふうに思います。最後に町長お考えがございましたら、お聞かせください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議員から羽須美振興推進室のこの話がございました。やはりこれは一つの私のある意味では思惑があって、一つは羽須美、特に口羽は羽須美村時代から行政に頼らないという私は気風がある。その一つの組織として口羽でごおをする会というのが、ずっと生き続けているという母体があると思っています。もう一つは三江線廃止に伴って非常に危機感というものがでてきているという、こういうやっぱりバックグラウンドがあるからこそ、我々が旗を立てて見捨てないよということをやれば、一緒にやっていただけるんじゃないかなと、こういう意味で

4年間やってきたわけです。バックグラウンドが石見地域瑞穂地域にいまあるかといったら、まだまだ地域によっては差があるんじゃないかなあというように思います。逆に我々が何もしなくても率先してやっていらっしゃる地域もすでにあるというふうに思っています。ですから今の動きっていうのは、各地域で地区でバラバラというふうに感じがいたしますけども、今後はできるだけお互いに前にいくようにということが行政の役割だろうというふうに思いますが、この4年間で私はしっかりノウハウというものが蓄積されたのではないかなと、こう思います。ただ良かった良かったということだけではなくて、どういう角度からノウハウというものが策によって生まれたか、それを一つ一つ他の地区に当てはめて、どういうことになるのかという丁寧なやっぱり分析、評価、それに対する予算づけというものが必要ではないかなあというふうに、感じております。田村課長から中間支援組織というものが非常に役にたっているということもございましたし、それは全く事実だろうというふうに思います。と同時に議員から御指摘の公務員の働き方改革、これは既に総務課長の方に指示をしておりますけども、十分にやっぱり議論をしていながら組合の皆さんとも議論を交わすなかで、しっかりしたものをやっぱりやっていく、そのための期間というのは必要だろうと思いますが、目指すのはやはり働き方改革でいかに地域に役に立つ邑南町職員であるかということが、まさに今求められているというふうに思います。いずれにしてもそこに羽須美の場合はそこに人が素晴らしい人材、地域の方々がいらっしゃったからこそまできているというふうに思いますし、それを自ら国や県に訴えて、自らが資金を獲得していくその能力、それはやはり人材なくしてできないことでもありますから、その養成については今後も非常に重要な要点ではないかなあというふうに思います。アウトソーシングという話もありましたし、拠点となる施設ということで公民館もあがっておりますが、私も3月の定例会で中村議員さんの質問に関して、公民館というものを地域の住民の方どういうふうに思っていらっしゃるか、それを調査したいとこういうことを申し上げております。今手始めでありますけども、今月の集金常会で自治会長さんに自治会の在り方というものを諸々の項目をあげて聞いていこうと。そのなかに最後に公民館というものどういうふうに思っていらっしゃいますかということ項目をわけてアンケートをとっております。それは39人の自治会長さん。プラス、今度は集落を今後どういうふうに考えていくかということで、集落の行政協力員さん215集落ございますけども、そこに同様の集落にあったようなアンケートをですね、付け加えて最後にやはり公民館の在り方についての調査をまずはそこでしていきたいなど、その集計を議会の皆さん方にもお示しをしながら、今後どういうふうにこの問題を

進めていくかということ、一緒になって考えていただければというふうに思っています。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 話を進めていただいておりますので、ありがたく話を伺わせていただきました。いずれにしろ、地域コミュニティが、持続可能な地域コミュニティであり続けるということが、持続可能な邑南町の大前提だということでもありますので、そういったことに一緒になってですね、取り組んでいけたらというふうに思います。続いて2点目に移ります。木材流通についてでございます。現在ですね、建設業界ではウッドショックっていわれるほどの状況で、木材の流通量が減少し木材価格が高騰しております。原因は聞いた話でございますが、アメリカでの住宅需要の拡大、これが一番大きな原因だそうであります。コロナ禍による、リモートワークの普及などによって、郊外への移住であるとか、一戸建ての住宅の需要が拡大して、北米産の木材はほぼすべてがアメリカで消費されているというような状況だそうです。また、いち早くコロナ禍から脱却した中国ですね、ここが、木材の買い占めを行っておるとか、運搬用のコンテナですね、これも中国が買い占めているんだとかってというような、これは正確な情報かどうかわかりませんが、ネットの中での噂話のようなことかもわかりませんが、そういったようなことですね、建築の用材の7割を輸入材に頼っております日本、そういった日本にもですね、多大な影響をおよぼしているということです。町内の建設業者に話を伺いますと、3割から5割くらい製品価格で価格が上昇しているというふうなことでございました。それから森林組合さんに伺いますと、江の川市場での原木価格も3割から4割、原木価格が上昇しているということです。こうしたなかですもんね、輸入材が減少しておるわけですから、その減少分がですね国産材に入れ替わってくれば、これにこしたことはないんですけども、なかなかそうもいかないようです。そこで質問に入りますが、現在の木材の利用形態に応じた流通用の実態、利用形態といいますのは、A材、B材といわれているいわゆる建築用材。それからC材っていうのが合板の材料ですか。それからD材が燃料用チップ、というふうなわけ方をされておるようですが、それらの利用に応じた流通量、なんかこの変化がわかるようなものがあれば、教えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） ウッドショックといわれている現状におきまして、木材の利用形態に応じた流通量の実態についての御質問でございます。まず、令和2年度邑智郡森林組合の木材生産量実績によりますと、全体で2万8,136立方メートルというふうにお聞きしてございまして、そのうち半分以上は邑南町産の木材ということでございます。そのうえで町内の森林から伐採をされる木材のうち、中村議員おっしゃいましたように、AからD材まであるわけでありまして、33%は建築用材や家具用材として、木材市場や製材所、合板工場へ。それから、25%が製紙用のチップ。残り40%程度がバイオマス発電などのチップとしてそれぞれ流通をしているというふうにお聞きをしております。木材の用途としましては、柱や内装材などの建築用材。ベッドの材料などの、家具用材。パレットなどの工業用材、製紙用や、バイオマス燃料としてのチップ用材に、分けられておりますが、この度のウッドショックにより大きく影響を受けているのは、柱材以上の大きさの、建築用材というふう聞いております。木材市場での取引価格も例年値が下がる梅雨時期ではございますが、先ほど議員おっしゃいましたように2倍近くまで上昇しているということは確認をさせていただいております。この原因は価格高騰につきましては、大手製材所などによる高値での買い占めによるものであって、森林所有者など山元へは収益が増える一方、地元の製材所などでは、木材を確保することが困難な状況にあるというふうにお聞きをしております。ウッドショックの原因につきましては、先ほど議員おっしゃいましたこと、私も同じように確認をしております。ウッドショックになりまして変化したことにつきましては、現段階では把握はしておりませんのでここで説明は差し控えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 私は3割4割というふうには伺いましたが、倍まであが

っておるといふふうなことのようで、もっと高騰しているのかなといふふうな気がしました。こういったなかでやっぱり先ほど言いましたように、要は輸入材がはいってこなくなったということが一番の原因で、それにかわるものを大手が今買い占めをしている国産材をですね、というような状況です。建築用材、柱とか梁とかだけじゃなくて、合板といってもいわゆる構造用の合板だけじゃなくて、床材、フロアのフローリングであるとかそういったものも合板ですから、そういったものの材料であるとかも、輸入材がなくなってそういうふうな建材類に使うものも、足りなくなっているといふふうな状況のようです。これがですね建築用材だけでも、先ほど町内の工務店の状況をお話しましたが、邑南町内の工務店さんはどちらかというところ、国産材というか町産材を意識的に利用されている業者さんが、割と多いと思うんですよ。町場の工務店さんっていうのは、ほとんど柱材は米樺であるとか、梁材は米松であるとかっていうふうに、輸入材で生産されている。そういったところが輸入材がなくなったんで、国産材を買いにいられて品不足になっておるといふことなんだと思いますが。減ったのであれば、国産材の需要が増えたわけだから、国産材が取って代われれば一番いいと思うんですが、そういうふう簡単に置き換われない理由を、どういうふうにご考慮しておられるかをお聞かせください。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） 国産材が輸入材に置きかわれないかと、その理由をどう考えるかという御質問でございます。中村議員おっしゃいますように、輸入材が入手困難であれば国産材にシフトすればいいと、単純に考えるところでございますが、森林を伐採して搬出するまでには、ある程度の時間がかかるということでありまして、林業に従事する担い手不足の影響もございまして、即座には対応できない状況であるといふふうに思っております。また、このウッドショックの状況がいつまで続くかわからないなかにおいて、設備投資をして今よりも伐採量を増やしていこうといった、人的それから資金的な余力が伐採業者にある状況でもないといふふうに思っております。今後この影響がいつまで続くのか、どのように推移していくのかを慎重に見極めながら対応していく必要があるものと考えております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 私も林業家さんに伺ったら、そういうふうなことをおっしゃられました。今高くなっているから出しゃあいいじゃないかということになかなかならないというのは、課長さっき言われたようにすぐ切って出すということになかなかならない。それから、手が足りないならすぐ雇やあいいじゃないかというてもなかなかそういう人がいないし、雇ったところで今の状況がどこまで続くのかが見えないと、量産体制ができました時に値が下がったんでは、元も子もなくなるということのようですね。そういった踏ん切りがつかないというところがあるんだろうと思います。要は乱高下するということところが、一番ネックなのかなあというふうな気がいたしております。もう1点お伺いしたいと思います。今朝ほどの質問にもありました、大型公共建築事業が今からこう目白押しという状況ですが、これに向けたですねえ木材の材料確保、これの方針についてどういうふうにお考えかを教えてください。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） 大型公共建築物事業にむけた材料確保の方針という御質問でございます。議員御承知のとおり、公共建築物等におきましては、平成24年3月邑南町木材利用基本方針を策定し、それに基づき地元産木材の利用促進を図ることとされております。その基本方針のなかで、公共建築物等における木材の利用促進の意義といたしましては、率先して地元産木材を利用することにより木材の需要を創出し、森林の保全や地域経済の活性化、雇用の創出につながる効果が得られるものであるとされております。これらのことから邑南町が取り組む公共建築物につきましては、町内の事業者により町内の森林から伐採された木材が、町内の製材所で加工され、利用されるよう取り組む必要があるものと考えているところでございます。大型公共建築物におきましても木造化もしくは木質化により、町産材をできるだけ多く利用するよう努めなければならないところではございますが、その際に必要となる木材量はかなり大きいものになると思っております。町産材の調達には採する事業者や製材する製材所の生産力にも限りがあるため、調達する期

間を十分に確保することが重要になってまいります。しかしこれまでの大型公共建築物におきましてこの期間が十分に確保されている状況であったとは言いがたく、調達に関わられた事業者も大変苦勞をされたというふうに伺っているところでございます。このような状況を改善するため、近年は全国的に木材を分離発注することにより、木材の調達期間を確保するなどの取り組みをしている市町村も増えつつあります。また新たな道の駅瑞穂の建設におきましては、担当課により事前に邑南町木材協会と協議の場を設け、町内事業者の生産能力や納材に掛かる期間などの情報を共有し、設計に反映させることでスムーズに建設が進むような取組も進められているところでございます。再三申し上げますけども、この度のウッドショックが今後実施される大型公共建築事業の木材調達にどこまで影響を与えるものかはわかりません。いずれにしても、公共建築事業の担当課が設計会社や木材協会などと連携、協力しあい、情報を共有しながら必要な木材の確保に努め、取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 言われましたように、大型になればなるほど、必要な材積が多くなりますから、期間がかかる。しかも公共建築ですのである程度のクオリティが要求される。そういったものを揃えていくということはなかなか難しい。これは今までの経験からですね、瑞穂支所であったり田所公民館であったり、大型の木造建築を邑南町で手掛けておりますが、そのなかでなかなか難しいということが、身をもって今まで皆さん感じておられることだろうと思います。そこでですね、一つは先ほど言いましたような価格の乱高下っていうことをいくらかでも抑えるための、需給調整をするってというような意味合い。それから、もう一つは、今言いましたような材料の確保のためにですね、木材を流通するうえでの仕組みづくり。度々山の話をするときに例に出させていただいておりますが、西栗倉村の森の学校という組織がございまして、西栗倉村は行政範囲は狭いんですけども、山を団地化が進んでおきまして、村有林と民有林と一緒に団地化を進めて、今年はこの山次はこの山というふうな、順繰り順繰り回していくようなことをやっておられるようです。50年を過ぎても100年の森構想って言って、100年製の杉を出そうじゃないかというふうなことで、山を手入れするというふうなことも続け

ておられるようです。そこでは、森の学校というところが西栗倉で切った木を全部いったんそこが買い取るんだそうです。先ほど言いましたA級、B級、C級、D級という振り分けを、そこがきちんとする。依然大型バイオマス発電の話がでたときにですねえ、いわゆるC級とかB級とか、もっとうえで使えるようなものまでチップになっちゃおらんだらうかというふうなことを、危惧する声があるというふうなことを話したことがあろうかと思いますが。そういったことにならないように、どっかでそういうふうな、流通の差配をする組織を作る、そういったことが必要なんじゃないかというふうにも思いました。それから、流通のうえで価格調整であるとか、いざパッと必要なときにある程度のものはそこで確保できるというふうなストックをするということがですねえ、木材の流通のなかでは大変重要なことなんだらうというふうにも思います。それについて一つ提案なんです。以前、先ほど言いました大型の木質バイオマス発電のときのチップ工場を造るんだということで、瑞穂の江の川市場の隣にですねえ敷地を造成をしました。結局この間行ってみましたら、チップにするための丸太の貯木場のようなことで、全部が使われているような状況ではないような状態だったというふうにも思います。そういうところを利用してですね、町がそういうふうな木材をストックをする。資金についてはですねえ、環境贈与税ですか、それを活用した定額運用基金は考えられないか。そういったことについて提案をしたいと思うんですが。これの可能性についてどういうふうにお考えか。今の流通を差配する組織。それからストックをするということについて、お考えを伺わせさせていただければと思います。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 大賀農林進行課長。残り時間がわずかでございますので、答弁は簡潔にお願いをいたします。

○大賀農林振興課長（大賀定） 中村議員、御提案いただきましたのは、地域の工務店や製材業者、関係する方たちで連携をして、木材を供給するいわゆる供給網を構築するべきだというような御提案だというふうにも思っております。先ほどから申し上げておりますように、ウッドショックの影響により木材の価格変動や入手困難な影響が今回おこっておりますので、町内の木材産業に関連する方々が、安心して経営が続けていかれるよう、邑南町独自の木材を流通させる仕組みの検討が必要な状況ではあるというふうには思っております。それから、江の川木材共販市場のバ

イオマスチップ製造施設の敷地のことについて触れていただきましたけれども、その敷地もそうありますが、令和2年度におきましては木材を保管をする目的で、中間土場も2か所設ける取組に対して支援をさせていただいたところでございます。今後この中間土場もこの2か所に限らず、町内全体に広げていけたらということも考えておりますので、木材をストックするスペースにつきましては、今後増えていくのではないかと、そういう流れではないかというふうに思っているところでございます。それからその供給網を運営していくうえでの基金の御提案をいただきました。いろいろな考え方があって手法もいろいろあると思いますので、今後御意見を伺いながら研究をしてまいりたいというふうに思っております。森林環境贈与税の使途につきましては、度々議会の皆様方にも御説明をさせていただいたり、御意見を伺っておりますので、今後も説明の際にも御意見を賜われればというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 検討、研究ということでございました。このストックヤードのこと。これは昨年度から中間土場の設置に支援をしているんだということでございましたが、これは町のまち・ひと・しごと創生総合戦略。最初の分ですね。27年のものですか。それにも書かれているんですね。ストックヤードを造りますよということが書かれてありました。そういうふうに必要性を担当課の方では、あるいは執行部の方では認識をされておるんだというふうに、私もそれを見て思ったところです。できるだけですねえそれを実現をして、ストックをするということについていうと、ストックの仕方を例えば原木で丸太のままでストックしとくのか、皮をはいだ状態にするのか、粗びきをした状態でストックをしとくのか、いろいろストックの仕方はあるでしょうが、土場でもですねえ、丸太で格子組みにするとある程度乾燥するそうですね。屋根がないところでもストックは可能なんだという話を伺ったことがあります。ぜひですねえ、今から大規模な公共建築が今からどんどん出てくるということになるわけですから、それに遅れをきたさないように、あるいは必要な経費をいくらかでも抑えられるためにですね、そういったストックヤードの建設を進めていただけたらというふうにお願いをして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

●石橋議長（石橋純二） 以上で中村議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、2時30分とさせていただきます。

—— 午後 2時14分 休憩 ——

——午後 2時30分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。上着は取っていただいて結構でございます。続きまして、通告順位第4号、奈須議員登壇をお願いいたします。

（奈須議員登壇）

●奈須議員（奈須正宜） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） 1番奈須正宜でございます。先日らい実施されております、邑南町のコロナワクチン接種につきましては、御尽力により滞りなく実施されていること、まずもって感謝申し上げます。私は町議になり、初めての一般質問で今すごく緊張しております。私が議場に立つことで、少しでも若い世代の方が町政に興味関心を持っていただけたらと思っております。不慣れなことでの的を得ない質問をするかもしれませんが、よろしくをお願いいたします。提出しております通告書に従い次の3点について、質問及び提案をさせていただきます。一つ目に、コロナ禍における飲食店以外の支援について。二つ目に、定住促進について。三つ目に、香木の森公園のトイレ設置についてでございます。それでは1番目の質問に入らせていただきます。まず飲食店への早急なる支援をしていただきありがとうございました。長く続くコロナ禍で飲食店以外にも支援をしてほしいと、町民の方から多く意見をいただいております。8番の宮田議員の答弁に商工会と連携して調査をした結果、飲食店以外は全体的には微減と答弁されましたが、やはり全国的な飲食店の営業自粛により、直接飲食店に携わる精肉生魚店、酒屋、野菜を卸している農家や調味料を扱う商店などは、かなりの打撃を受けていると聞いております。また、イベント等がないため写真館も撮影、衣装レンタルが少なく美容業界の方も

セット着付け等がなくなり、カットの期間も1か月に1回程度だったのが二、三か月に1回になっていると聞いております。外出を控える方が多くなったことで、ガソリンスタンドの利用も少なくなり、ネットや通信販売を利用する機会が増え、地元の衣料品店や商店の利用も少なくなっていると聞いております。このほかの事業者に関しても、影響があるのではないかと推測されます。また会社にお勤めの方も仕事が減り、収入が減っていると聞いております。このことについて、町としてはどう考えておられるかお聞かせください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 奈須議員さんの邑南町として飲食店以外の支援についてどう考えるかという御質問にお答えいたします。まず最初に商工会調査によって、微減だということをお宮田議員さんの質問でも答弁させていただきましたが、まず飲食店も含めて微減だということで御説明をさせていただきました。そのなかで売上げが上がっている事業体もございますし、下がっている事業体もございますが、総じて微減ということでございます。令和元年1月から12月と令和2年の1月から12月の売上げのものを比較したもので、商工会との調査をしております。そのなかで飲食店以外の支援をどう考えるかという御質問ですが、本町では新型コロナウイルスが、国内に蔓延しだした令和2年4月に宿泊業と飲食業を対象とした、宿泊業、飲食サービス業新型コロナウイルス対策事業を実施し、コロナ対策を実施する経費等に対して補助を行いました。続いて令和2年6月に全業種を対象とした中小企業、小規模企業事業継続支援金を実施し、国の持続化給付金の対象とならない事業所で20%以上の減収があった事業所に、一律20万円の支援金を交付しています。令和2年8月に島根県と共同で取り組みました、邑南町商業サービス業感染症対応支援事業費補助金で、新型コロナウイルス感染症防止対策や新事業展開にかかわる経費を、小売業、宿泊業、飲食業、洗濯業、理美容業、エステティック業や娯楽業、道路旅客運送業等に補助を行いました。新型コロナウイルス感染症の蔓延や経済状況などを考慮して支援を行う業種や必要な支援対策を、講じてきております。今後も、各事業所の状況や経済状況を注視して、必要な対策は講じていく考えでおります。

●奈須議員（奈須正宜） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） 答弁していただき、今後各事業の状況や経済状況を注視して必要な対策を講じていくお考えはわかりました。前年度の政策にあった邑南町プレミアム商品券は、会社に勤めている方も含むすべての町民への支援であり、町民の方から非常に好評でしたので、例えば邑南町プレミアム商品券での支援も考えていただきたいのですが、町としてはどう考えておられますか。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議員御質問のプレミアム商品券について、どう考えているかということに御説明させていただきます。先ほども説明させていただきましたが昨年度補助金等も入りまして、基本的には商工会の調査によると全体的には微減というふうになっておりまして、邑南町では経済の方がまだまだ悪化しているという状況は町としては考えておりませんで、プレミアム商品券等は今現在は考えておりませんが、今後経済が悪化していったりとか、昨年のようなことがございましたら、検討する必要があると思っております。

●奈須議員（奈須正宜） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） 今後も各事業所や会社にお勤めの方の邑南町全体の町民の経済状況を注視し、必要な対策をよろしく願いいたします。2番目の質問をさせていただきます。令和3年度施政方針の重点項目2に、官民協働で移住を促進し定住を支援する、政策にもある邑南町空き家バンク活用促進事業補助金交付を利用して今まで家を建てた件数は何件ありますか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長

○田村地域みらい課長（田村哲） 邑南町空き家バンク活用促進事業補助金の、これまでの活用実績でございますけども、平成29年度から昨年度までの4年間で合計11戸で補助金を活用されています。この補助金については空き家の管理を目的とした残置物品の処分でございます。件数についての報告させていただきます。

●奈須議員（奈須正宜） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） 11件ですか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 11戸、11件同じだと思いますけど、同じ11か所で補助金を活用されているということでございます。

●奈須議員（奈須正宜） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） 11戸が11件だったというのが少しわからなくてすみませんでした。答弁いただきありがとうございます。次に、定住促進に関連したことなんですが、コロナの影響もあり田舎への移住が注目されているなかで、U・Iターン者の就労と住居を充実するため家を建てるということは、邑南町への定住につながると思います。そこで、家を建てたあとの支援として、町内の企業に依頼して家を建てた町民に、町から期限を決めて月々支援をすることで、若い世代や町内外からの定住を促進する政策を提案します。町としての意見をお聞かせください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 御質問ありました提案についての答弁をする前に、これまでの住宅に関する補助金の状況についての説明をさせていただきたいと思っております。空き家改修補助金というのがございました。これは平成22年から平成30年度までの9年間で56戸に活用されています。3世代、2世代の多世代居住を推進するために創出した補助金が、多世代のための安心子育て住ま居る推進事業。平成27年度から令和元年度までの5年間実施しておりますけど、これが43戸でございます。現在の制度が継続中のもので、跡地の活用のための空き家解体支援事業。空き家を解体して更地にしたあとに、その上に新築物件を建てるという補助金でございますけども、今年度の予定も含め4戸です。民間賃貸住宅建設事業補助金では、平成15年度から令和2年度までの新築の実績数は、長屋、共同住宅、戸建てを含め計85戸でございます。ちなみに今年度この補助事業については、新築が8戸、改築が3戸の予定でございます。議員の提案のありました月々の支援ということが、町民に対してできないかということでございますけども。なかなかこれについては若い世代にとってはですね、非常に魅力的なことであるというふうには思っておりますけども、現時点では定住者を増やすことに目的とした住宅施策としてですね、町が行っているのは先ほど申し上げました民間事業者による賃貸物件の建設に対する建設費の補助を行うということでございます。民間賃貸住宅建設事業において家賃設定というのを設けておりますので、入居者の負担を軽くすることで事業者にも協力をお願いしまして、入居者への配慮をしているということでございます。今後の住宅施策においてはいろんなことも考えなければいけません。現状のところではそういった部分で実際に住宅に入られる、住宅を構えられる方に対する配慮は家賃の設定を下げさせていただくというところでの協力をいただいているということでございます。

●奈須議員（奈須正宜） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） 答弁いただきありがとうございます。今後政策を立案

するうえで提案した政策は県内の市町村にはないと聞いており、若い世代や町内外からの定住促進につながると考えますので、検討していただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 答弁は、いいですか。

●奈須議員（奈須正宜） 大丈夫です。次に3番目の質問をさせていただきます。香木の森公園に新しい遊具を設置していただきありがとうございます。子育て世代の方から、遊ぶ場所や交流する場所が増えたと感謝の声を聞きます。香木の森公園の遊具を利用する子育て世代の方から、遊具で遊ぶ際に子供をトイレに連れていくのに、遠すぎて間に合わないケースが多々あると聞いております。新しい遊具から一番近いトイレには、子供を一緒に連れて行くには遠い距離であり、前からある遊具からはトイレまでかなりの距離があります。遊具から一番近いトイレは子供が利用しにくい和式トイレになっており、多目的トイレもないため男女トイレを子供が利用しやすい洋式トイレの設置、子供とトイレに行った際に必要なベビーチェアの設置、ベビーベッド等含めた多目的トイレの設置が必要だと思いますが、町としてはどう考えておられるかお聞かせください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 香木の森公園のトイレについて、現状をまず説明させていただきます。公園内には、クラフト館内のトイレ、香夢里内のトイレ、グリーンハウスに隣接するトイレの3か所があります。クラフト館のトイレには、男女それぞれに分かれたトイレと多目的トイレがあります。香夢里内のトイレには、男女それぞれに分かれたトイレと多目的トイレがあります。香夢里内のトイレは令和元年度に改修を行っており、多目的トイレ内には、おむつ替えやフィッティングボードを設置し、子育て世代に使いやすい仕様にしております。グリーンハウスに隣接するトイレは、男女それぞれに分かれたトイレがありますが、多目的トイレではございません。議員の質問から、遊具からトイレが遠く間に合わない場合があるとの御指摘ですが、遊具から一番近いトイレはグリーンハウスに隣接したトイレになります。このグリーンハウスに隣接したトイレには男性用トイレには小便器が1

か所、和式の大便秘器が1か所ございます。また、女性用トイレには和式の便秘器が2か所ございます。現在の子供の生活様式を見ますと、子供の多くは洋式便秘器を利用しており、和式の便秘器は大変使いにくく、そのために洋式便秘器のあるクラフト館や香夢里のトイレを利用されているのではないかと考えます。子供の利用のほかにも高齢者の方なども、和式の便秘器は使いづらいのではないかと考えております。そういったことから商工観光課では、グリーンハウスに隣接したトイレの洋式化やおむつ替えなどができる香夢里内の多目的トイレの周知不足が課題だと考えております。今後は公園遊具に近いグリーンハウスに隣接したトイレについて、和式便秘器の洋式化や個室内のスペースの確保、おむつ替え台の設置など子育て世代が使いやすいトイレへの改修について検討するとともに、各トイレの場所や機能について周知したいと考えています。

●**奈須議員（奈須正宜）** 議長。

●**石橋議長（石橋純二）** 奈須議員。

●**奈須議員（奈須正宜）** グリーンハウスに隣接するトイレの改修について、御検討していただきありがとうございます。やはり、町内外でも注目される施設の一つでありますので、前向きな御検討をお願いいたします。三つすべての質問が終わりましたので、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

●**石橋議長（石橋純二）** 以上で奈須議員の一般質問は終了いたしました。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後2時52分 休憩 ——

(Bグループ議員着席)

—— 午後2時53分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

**散会宣告**



●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。本日は、これにて散会といたします。  
大変ご苦勞様でございました。

—— 午後 2 時 5 3 分 散会 ——